

## 5 消費 税

### 9-68 消費税の概要（平成12年4月18日税制調査会）

#### 消費税の概要

項 目	創 設 時	平成3年改正（平3.10実施）	6年秋の税制改革（平9.4実施）		
1. 課税対象	(1) 国内において事業者が行う資産の譲渡等（資産の譲渡、資産の貸付け、役務の提供） (2) 輸入貨物（保税地域から引き取られる外国貨物）				
2. 納税義務者	(1) 国内取引……………事業者 * 事業者免税点制度 基準期間（前々年又は前々事業年度）の課税売上高が3,000万円以下の事業者は、納税義務が免除される。 (2) 輸入取引……………輸入者		○ 新設法人に対する免税点制度の不適用 資本金又は出資金が1,000万円以上の新設法人の設立当初の2年間については、納税義務を免除しない。		
3. 課税標準	(1) 資産の譲渡等の対価の額 (2) 輸入の際の引取価額				
4. 税率	3% (注) 普通乗用自動車については、平成元年4月1日から平成4年3月31日までの間は6%（経過措置）	<table border="1" style="margin: auto;"> <tr> <td style="padding: 5px;">平成4年度改正（租特法）</td> <td style="padding: 5px;">普通乗用自動車については、平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間4.5%</td> </tr> </table>	平成4年度改正（租特法）	普通乗用自動車については、平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間4.5%	○ 税率の引上げ 3% ⇨ 4% (注) 地方消費税（税率は消費税額の25% = 消費税率1%相当）と合わせた税率は5%となる。
平成4年度改正（租特法）	普通乗用自動車については、平成4年4月1日から平成6年3月31日までの間4.5%				
5. 輸出免税	輸取出引等（貨物の輸出、国際輸送・通信等）は免税				
6. 非課税	国内における次の資産の譲渡等は非課税 (1) 土地の譲渡及び貸付け (2) 有価証券、支払手段等の譲渡 (3) 貸付金等の利子、保険料等 (4) 郵便切手類、印紙等の譲渡 (5) 行政手数料等、国際郵便為替、国際郵便振替、外国為替取引 (6) 医療保険各法等の医療 (7) 社会福祉事業法に規定する第一種社会福祉事業等 (8) 学校教育法第1条に規定する学校等の授業料、入学検定料	○ 非課税範囲の追加 (1) 社会福祉事業法に規定する第二種社会福祉事業及び社会福祉事業に類する事業 (2) 助産 (3) 埋葬料又は火葬料を対価とする役務の提供 (4) 身体障害者用物品の譲渡、貸付け等 (5) 学校教育法第1条に規定する学校等の入学金、施設設備費、学籍証明等手数料 (6) 教科用図書の譲渡 (7) 住宅の貸付け			
7. 税額控除	(1) 仕入税額控除 ① 原則（本則計算） イ 課税売上割合が95%以上の場合には、仕入に係る消費税額を全額控除 ロ 課税売上割合が95%未満の場合には、個別対応方式又は一括比例配分方式のいずれかの方法により計算した金額を仕入に係る消費税額として控除				

<p>8. 申告・納付</p> <p>9. その他</p>	<p>(注) 仕入税額控除の適用要件として、帳簿又は請求書等の保存が義務付けられている(帳簿方式)。</p> <p>② 特例(簡易課税制度) 基準期間の課税売上高が5億円以下の課税期間については、選択により、売上に係る消費税額にみなし仕入率を乗じた金額を仕入に係る消費税額とすることができる。</p> <p>(みなし仕入率) 卸売業者……………90% その他の事業者…80%</p> <p>(2) 限界控除制度 その課税期間の課税売上高が6,000万円未満の場合には、次の算式により計算した税額を控除する。</p> <p>(限界控除税額)  <math display="block">\frac{\text{本来納付すべき税額} \times 6,000\text{万円} - \text{課税売上高} 3,000\text{万円}}{3,000\text{万円}}</math> </p> <p>(注) その課税期間の課税売上高が3,000万円未満であるときは、これを3,000万円として計算する。</p> <p>(1) 国内取引 ① 課税期間…個人事業者は暦年、法人は事業年度(3か月の短期選択も可能) ② 確定申告・納付…課税期間終了後2か月以内に確定申告・納付 (注) 個人事業者の確定申告・納付期限は翌年3月末(租特法) ③ 中間申告・納付……直前の課税期間の確定消費税額が60万円を超える事業者は、年1回の中間申告・納付(②と合わせ、年2回の申告・納付)</p> <p>(2) 輸入取引 保税地域からの引取りの際に申告、納付(3か月以内の納期限の延長あり)</p> <p>国・地方公共団体、公共法人等については、申告・納付、仕入税額控除等につき、特例措置が設けられている。</p>	<p>○ 適用上限額の引下げ 5億円以下⇒4億円以下</p> <p>○ みなし仕入率の細分化 第1種事業(卸売業)……………90% 第2種事業(小売業)……………80% 第3種事業(製造業等)……………70% 第4種事業(その他の事業)…60%</p> <p>○ 適用上限額の引下げ 6,000万円未満⇒5,000万円未満</p> <p>(限界控除税額)  <math display="block">\frac{\text{本来納付すべき税額} \times 5,000\text{万円} - \text{課税売上高} 2,000\text{万円}}{2,000\text{万円}}</math> </p> <p>○ 中間申告・納付制度の改正 直前の課税期間の確定消費税額が500万円を超える事業者の中間申告・納付は年3回(確定申告と合わせ、年4回の申告・納付)。(500万円以下の事業者は従来どおり)</p>	<p>○ 請求書等保存方式への移行 仕入税額控除の適用要件として、帳簿及び請求書等の保存を義務付け</p> <p>○ 適用上限額の引下げ 4億円以下⇒2億円以下</p> <p>☆みなし仕入率の見直し〔8年度改正〕 第1種事業(卸売業)……………90% 第2種事業(小売業)……………80% 第3種事業(製造業等)……………70% 第4種事業(その他の事業)…60% 第5種事業(サービス業等)…50%</p> <p>○ 廃止</p> <p>○ 確定申告書等への添付書類規定の新設 確定申告書等に課税標準等の計算の基礎となる金額が記載された書類の添付を義務付け。</p> <p>○ 中間申告・納付を要する基準税額の改正 地方消費税の創設に伴い、直前の課税期間の確定消費税額を、創設前と同水準とするための改正 500万円 ⇨ 400万円 60万円 ⇨ 48万円</p>
-------------------------------	---	--	--

## 9-69 消費税に対する懸念と実施後の状況等について（メモ）

（平成元年6月28日税制調査会）

消費税に対する懸念と実施後の状況等について（メモ）

1. 消費税が実施され、一月半が経過いたしました。大多数の消費者、事業者の皆様にはその準備段階、そして実施に際して適切かつ冷静な対応をしていただいております、深く感謝する次第です。

消費税は、長年にわたる税・財政論議を踏まえ、従来の税制の持つひずみを是正するとともに、ますます高齢化、国際化していくこれからの我が国の将来を展望し、国民福祉の充実等に必要なる歳入構造の安定化を図るため、どうしても必要なものであると考えます。しかし、我が国になじみのなかった税だけに、消費者や事業者の方の中にはこの税に対して不安やとまどいを感じている方も少なくないと思います。

私は、昨年3月、衆議院予算委員会における答弁において、この種の税について国民の皆様が抱くと思われる「六つの懸念」を指摘しました。その後、消費税論議の中でさらに三つの懸念を追加し、これらの懸念を解消していくことが、消費税を国民生活の一部として受け入れていくために重要であると考え、これまで最大限の努力を傾けてまいりました。

九つの懸念を消費者や事業者の方の立場に則して改めて並べ直してみますと、次のとおりです。

第一の懸念 逆進的な税体系となり、所得再分配機能を弱めるのではないかと。

第二の懸念 結局、中堅所得者の税の不公平感を加重するのではないかと。

第三の懸念 所得税のかからない人たちに過重な負担を強いることになるのではないかと。

第四の懸念 いわゆる痛税感が少ないこ

とから税率の引上げが容易になされるのではないかと。

第五の懸念 物価を引き上げ、インフレが避けられないのではないかと。

第六の懸念 商品価格に転嫁できるかと。

第七の懸念 新しい税の導入により、事業者の事務負担が極端に重くなるのではないかと。

第八の懸念 簡易課税制度、事業者免税点制度などにより、消費者が負担した税が納税されないことになるのではないかと。

第九の懸念 地方税等の減収により、地方団体の財政運営に支障が生じるのではないかと。

消費税が実施に移された現段階において、これらの九つの懸念について改めて考えてみますと、大方のご理解がいただけたのではないかとと思われる反面、なお引き続き努力を要する面が残されていることも事実であります。以下、そうした点について私なりに次のように整理してみました。

2. 第一から第三までの懸念は、いわゆる所得階層別の負担の変化に関するものです。

このうち第一の懸念「逆進的な税体系となり、所得再分配機能を弱めるのではないかと」と、第二の懸念「結局、中堅所得者の税の不公平感を加重するのではないかと」については、税制改革全体の中で対応がなされています。すなわち、主要諸外国と比較すれば我が国の所得分配の上下格差は小さいというえ、税制改革後においても所得課税のウェイトは依然高く、かつ、累進度の高い税制となっています。また、今回の税制改革では、税率のフラット化を行い、配偶者特別控除や割増扶養控除を設けるなど、40代、50代の、働き盛りで収入は多いが支出も多く生活に余裕のない中堅所得者の税負担の軽減に最も配慮したところであります。

もっとも、所得税・個人住民税については、主婦層などを中心にまだ減税の実感を持っていただけていないというご指摘もあ

りますし、この点、さらにご説明に努め、より一層ご理解を深めていただけるよう努力することが必要と考えます。

3. 第三の「所得税のかからない人たちに過重な負担を強いることになるのではないか」との懸念については、種々のご指摘をいただいております。

(1) その中で最も多いのは年金生活者や心身障害者の方々からの訴えです。広く薄く負担をお願いするこの税の性質上、そうした方々にも、消費税の負担が及ぶこととなります。

しかし、まず、社会福祉の観点から、生活保護世帯や老人、障害者、母子家庭など真に手をさしのべるべき方々に対しては歳出面で最大限の配慮を行っているところであり、昭和63年度補正予算では老齢福祉年金の受給者等に対して臨時福祉特別給付金等を支給したほか、平成元年度予算でも生活扶助基準の適切な引上げを行うとともに、在宅福祉施策の大幅な拡充等の措置を行っております。

また、公的年金については、平成元年度が財政再計算の年に当たることから、4月からの物価スライドのほか、10月からの給付水準の相当の引上げなどを行うこととし、政府は現在、そのための改正法案を国会に提出いたしております。また、この改正により、来年度には消費税の影響を含む今年の消費者物価上昇率に対応して給付額が物価スライドすることになります。

それでも、年金生活者の方々には負担が及ぶこと自体に対して抵抗感を感じられる方もおられると思います。しかし、高齢化社会への対応は、単なる将来の課題ではなく、まさに現実の問題となっており、年金をはじめ医療保険、高齢者福祉施策などの公共サービスを維持・拡充していくためには、安定した健全な財政構造の確立が不可欠であり、そ

のためにも経済、社会の実情に則した税の仕組みがどうしても必要であります。広く薄く消費に負担をお願いする消費税の創設はこのような要請に沿うものと考えられますので、年金生活者の方々も、こうした広い視野のもと、消費税という新しい仕組みに参加していただきたいと思っております。

心身障害者の方々については、例えばこれまでの自動車等に対する物品税の特殊用途免税制度の特典が失われ、それだけ生活が圧迫されるといった批判もいただいております。しかしながら消費税制度は、その仕組み上、負担者である消費者の個別の事情に配慮することが難しいという問題がありますので、別途、配慮を行うこととしています。具体的には、自動車については世帯更生資金貸付制度を思い切って拡充した超低利の融資等を行うこととするほか、車いす等の公費による給付制度の面や、税制面でも障害者控除や医療費控除などで配慮することとしています。

(2) また、「子供が買うものにまで税金がかかるのはかわいそうだ」とのご意見もあります。児童生徒は消費税に一方でとまどいながら、同時に税というものを身近に感じ、関心を持ち始めている面もあるのではないのでしょうか。この関心を大事に育て、これからの我が国を担う子供達に税の持つ意味を的確に理解させることができれば、むしろ我が国の将来にとって有意義ではないかと考えます。

(3) 「食料品のような生活必需品にも税金がかかるのは問題である」との批判もいただいておりますが、廃案となった「売上税」の際には、食料品をはじめ51の非課税取引を認め、国民の皆様からは「非課税が多いのは複雑で、却って不公平である」との厳しいご批判をいただきました。すべて一律に薄く課税という考え方

に売上税と消費税では全く反対の声があったということは、国民の皆様の中に両様の受けとめ方があるということかと思えます。なお、フランスや西ドイツなどでは食料品に対し我が国よりかなり高い税率が適用されています。

4. 第四の懸念は「いわゆる痛税感が少ないことから税率の引上げが容易になされるのではないか」という点です。もとより、税率を引き上げるか否かの判断は将来の国民の選択に委ねるべきものであります。ただ、その場合、税率の引上げには法律改正が必要ですからその意味において国会における審議こそが最大の歯止めになります。いずれにせよ、私は竹下内閣においてはこれを変更する考えはないと繰り返し申し上げてまいりましたが、先般、国会で申し上げたとおり、次期内閣においてもかかる方針を理解していただけると確信いたしております。また、今日の状況をみれば、消費税はむしろ痛税感の強い税であることが国民の皆様の中に明らかになってきており、このことが大きな歯止めになるものと思われる。

5. 第五の懸念は「物価を引き上げ、インフレが避けられないのではないか」という点です。

これまでのところ、サービス業を中心とする一部の業種に便乗値上げ的な動きがあるものの、全体としてはほぼ適正な価格上昇にとどまっている模様であり、先般発表された4月の東京都区部の消費者物価上昇率の速報においても、物価は予想された範囲内の上昇に止まっております。

しかしながら、物価の安定は経済の基本であります。引き続き物価動向に細心の注意を払い、便乗値上げの防止に努めなくてはならないと考えております。

6. 第六、第七の懸念は、事業者にとっての懸念です。

第六の懸念は「商品価格に転嫁できる

か」という点であります。

各方面の状況を総合いたしますと、全体としては概ね円滑、適正な転嫁が実現しているものと考えておりますが、中小の小売店や下請け業者、納入業者の中には転嫁ができないと訴えているところがあり、事業者間で転嫁状況にバラツキがある、とのご指摘をいただいていることも承知しております。今後とも、引き続き所得税・個人住民税の大規模な減税が行われていることや円滑かつ適正な転嫁を必要とする趣旨の説明に努めてまいるとともに、弱い立場にある企業が買い叩きによっていためつけられることのないよう関係省庁において厳正に対処していくことが必要と考えます。

7. 第七の懸念は「新しい税の導入により、事業者の事務負担が極端に重くなるのではないか」ということであります。この点に関しましては、中小事業者の方々の納税事務負担に配慮し、消費税の仕組みにおいて諸々の措置を講ずることにいたしました。一方、消費者の方々を中心に、次に申し上げる第八の懸念のような批判も出ています。

なお、納税事務にかかるコストに関し「新税導入に対応するため、レジ用機器の購入やコンピューターソフトの改変に費用がかかる」等の訴えもありましたが、これについては、法人税・所得税において一括損金算入を認めるなど、税制面・予算面で所要の措置を講じております。

8. 第八の懸念は「簡易課税制度、事業者免税点制度などにより、消費者が負担した税が納税されないことになるのではないか」という点であります。

例えば、これらの制度を設けたことによる負担軽減額がそのまま事業者の懐に残るのではないかとのご指摘がありますが、事業者と消費者の間を考えますと、これは個々の取引においてどのような値段で折り合うかという問題でありますし、また、お客様あつての商売ですので、丸々3%値上

げする事業者がそれほど多いとは考えられません。

いずれにしても、免税点制度等はこの種の税制を有する国に共通してみられる制度であり、また、その具体的な姿は、制度の精緻さの追求（公平）という要請と、中小零細事業者の事務負担への配慮（簡素）という要請の間でどのようにバランスをとるか、という政策判断の問題であります。

従って、現在のバランスがおかしいと国民の皆様が考えるようであれば、見直しも検討されるべきものと考えます。ただ、そのためには見直しの基準となるデータが必要であると思います。その意味では、少なくとも事業者の申告納税が実際に行われ、具体的に問題点が明らかになってくる段階で検討されるべきものと考えます。

9. 最後に、第九の懸念は「地方税等の減取により、地方団体の財政運営に支障が生じるのではないか」という点であります。この点につきましては、平成元年度地方財政計画において必要な措置を講じております。

地方団体の中には、公共料金等への転嫁を見送る、あるいは消費税廃止の決議をするといった動きもみられますが、過半の地方団体は既に公共料金等への適正な転嫁に努めており、消費税について反対決議を行っている団体はごく一部にすぎません。政府として、引き続き、今回の税制改革についての地方団体の理解を深め、適切な指導を行っていくことが必要と考えております。

10. 以上申し述べましたように、いわゆる九つの懸念については、総じてみれば、現時点までに大方のご理解がいただけたのではないかと思われる反面、なお引き続き努力を要する面が残されていることも事実であります。私達は、新税の定着に向け、積極的な広報、親切な相談、適切な指導を進める一方、今後とも国民の皆様の声に謙虚に耳を傾け、残された課題への対応に最大限

の努力を傾注していかねばなりません。

私は、消費税が国民の皆様の暮らしの中に溶け込んで、所得税・個人住民税の大幅な減税とともに、税制改革をやってよかったと言われる日が来ることを確信しております。国民の皆様の一層のご理解とご協力を切にお願い申し上げる次第であります。（出所）税制調査会関係資料集。

## 9-70 消費税の実施状況について（通商産業省）

（平成2年8月7日税制調査会実施状況フォローアップ小委員会）

### 消費税の実施状況について

平成2年8月7日  
通商産業省

通商産業省においては、消費税の導入以降、価格転嫁状況、下請企業等中小企業の動向、物価動向等、消費税の実施状況について把握を行っているところであるが、その結果は以下の通りであり、消費税は概ね順調に実施されていると考えられる。

#### 1. 価格転嫁状況

- (1) 当省が所管する主要な商品・サービス計147品目についての消費税の価格転嫁状況は、概ね転嫁している又はある程度転嫁しているとする事業者の割合が約9割となっており、転嫁は順調に進展しているものと考えられる。
- (2) これを業種別にみると、製造業者及び卸売業者においては、ほとんどの事業者で消費税の転嫁が行われている。一方、小売業及びサービス業においては他の業種と比較すると相対的に転嫁を行っている比率が低くなっており、また、売上規模が小さいほど転嫁を行っている比率が低くなっている。

#### 2. 下請取引の状況

平成元年5月から6月にかけて、中小企業庁及び公正取引委員会が合同で行った調査によれば、下請取引においては、消費税

の転嫁が適正かつ円滑に行われているものと認められる。

### 3. 価格動向

#### (1) 消費税導入時前後の消費税の価格動向について

通商産業省において、消費税の導入前後（平成元年3月27日時点と4月5日時点）の消費財計60品目の小売価格の変化を調査したところ、物品税に関係ない品目は消費税の導入により平均2.4%の上昇、物品税廃止品目は平均4.7%の値下がりとなっているところである。また、百貨店、スーパー以外の一般小売店でも全体で約8割が価格改定を実施したとしている。

（以下省略）

（出所）税制調査会関係資料集。

#### 9-71 消費税の実施に伴う公正取引委員会の対応について

（平成2年8月7日税制調査会実施状況フォローアップ小委員会）

消費税の実施に伴う公正取引委員会の対応について

平成2年8月7日  
公正取引委員会

##### 1 転嫁カルテル・表示カルテルの実施

ア 転嫁カルテル・表示カルテルの実施届出の状況については、平成2年6月30日現在、転嫁カルテル2,049件、表示カルテル2,540件、計4,589件となっている。なお、昨年7月以降、新たな届出はほとんど行われていない。

イ 転嫁カルテル・表示カルテルが届出の範囲内で適正に実施されるよう監視・指導している。

##### 2 価格カルテルによる便乗値上げ等に対する監視

平成元年の消費税導入に際しては、「カルテル110番」を設置するなど情報収集体制を整備・強化した。「カルテル110番」に

寄せられた情報は、平成元年3月15日の設置以降、これまでの間、約1,600件となっている。このうち、カルテルによる便乗値上げ関係のものは1割強である。なお、最近では、ほとんど情報提供がない状況にある。

平成元年4月1日以降のいわゆる便乗値上げカルテルについては、現在においても顕在化していないように思われるが、そのような事実が発見された場合には迅速に対応することとしている。

#### 3 下請取引等における不当な買いたたきに対する監視

ア 下請取引における消費税の転嫁の状況について監視するため、平成元年3月20日付けで下請事業者（約35,000社）を対象に調査を行った。また、同年5月から6月にかけて、中小企業庁と連携して資本金1億円以上の親事業者の全数（約7,000社）及びそれらと取引のある下請事業者（約66,000社）を対象に特別調査を行った。さらに、同年7月から8月及び、本年1月から2月にかけても定期調査の一環として、下請取引における消費税の転嫁状況に関する調査を行った。

イ これらの調査の結果をみると、消費税の転嫁の状況については、親事業者のほとんどすべてが消費税額分として3%を上乗せしていた。

しかし、親事業者のごく一部ではあるが、消費税の転嫁に関連して問題のある事例が認められたため、個別に事情を聴取し、是正するよう指導した。

ウ 大規模事業者との納入取引における消費説の転嫁の状況についても、平成元年6月から7月にかけて、百貨店、スーパー等の大規模小売業への納入取引及び下請取引並びに私鉄駅売店業者及び病院への納入取引について特別調査を実施し、問題事案については、親事業者、大規模事業者には是正方を指導したところである。

## 4 不当表示に対する是正指導

消費税に関連する不当表示の苦情等による問題事案については、公正取引委員会及び都道府県において適切に指導している。

(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-72 消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方 —実施状況フォローアップ小委員会報告— (抄)

(平成2年10月税制調査会実施状況フォローアップ小委員会)

消費税の中小事業者の事務負担等に配慮した諸措置に関する基本的考え方 —実施状況フォローアップ小委員会報告— (抄)

## 1 消費税導入後の実施状況等

(1) 消費税の必要性については、「中間報告」において、①税体系全体を通じた負担の実質的公平の確保、②急速な高齢化の進展への対応、③個別間接税の諸問題の根本的な解決、という3つの観点から詳述したが、所得税・住民税の大幅減税と併せて、生活の規模に応じて広く薄く負担を求める消費税の導入が必要であったことは言うをまたないところである。

(2) また、消費税の基本的仕組みについても、「中間報告」において述べたように、「個別間接税の拡大や単段階の課税ベースの広い間接税の採用は困難であり、多段階累積排除型の消費課税の採用が最も適切なものと考えられる。そのような考え方を踏まえ、非課税取引を極限定して税制の経済活動に対する中立性を維持するとともに、3%の低い水準で税率を一本化した現行消費税の基本的仕組みについては、制度の公平性及び簡素化の趣旨及び売上税の際の議論を踏まえた適当な選択であった」と考える。

(3) さらに、消費税実施後1年半が経過した時点で、その実施状況を各種のデータ

から再点検したが、「中間報告」における評価と基本的に変わりがないことが確認された。すなわち、

- ・ 物価の状況については、消費税の導入直後、予想された程度の物価上昇はあったが、その影響も平成元年5月頃までにはほぼ出尽くし、その後は安定した動きを示している。
- ・ 転嫁の状況については、小売業者及びサービス業者のうち売上げ規模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低いものの、製造業者及び卸売業者においてはほとんど完全に行われており、下請企業も含め全体として転嫁はおおむね円滑に行われている。
- ・ 消費動向については、消費税導入前後の一時期、買いだめや買い控えが一部に見られたものの、その後は、順調に推移している。また、導入直後には多かった消費者からの苦情等も最近では極めて少なくなっている。

なお、「中間報告」においては申告・納付等の状況や事業者の事務負担の状況について最終的な評価を留保したが、これらについては諸データから次のように判断される。すなわち、

- ・ 申告・納付等の状況については、予想された課税事業者のほぼ全員にあたる事業者から申告がなされたこと等、課税事業者届出書等の提出を含め順調に行われたところである。また、導入直後や最初の申告期限の際極めて多かった質問・相談といった国税当局への問合わせも最近では少なくなるとともに、意見・苦情もほとんどなくなっている。こうした点からすれば、消費税については、我が国になじみのない税であったにもかかわらず、法令に沿った適切な対応がなされ、円滑に執行が行われているものと考えられる。



- ・ 事業者の事務負担の状況については、上記の消費税の申告状況等や事業者向けアンケート調査の結果をみると、導入時には事務用消耗品の購入、伝票類の改変、顧客への周知等各種の事務負担があったものの、それらは懸念されていたような過度の負担にはならず、事業者の的確な対応等により、基本的にはおおむね円滑に事務処理が行われているものと考えられる。

このように、実施状況に関する諸データ等を踏まえれば、消費税は、国民経済や国民生活の中に更に一層浸透し、着実に定着してきているものと考ええる。

## 2 中小事業者向け特例措置のあり方

消費税においては、中小事業者の事務負担に配慮する諸措置として、簡易課税制度、事業者免税点制度及び限界控除制度の3つの制度が設けられている。

消費税は、価格への転嫁を通じ消費者に実質的な負担を求めるものであるが、実際にその納税事務を行うのは事業者であることから、こうした間接税が十分に機能していくためには、消費者の理解とともに、取引、経理、納税等の事務処理の面における事業者の協力が不可欠である。事業者の現実の事務処理能力の差異にかんがみれば、この種の間接税の仕組みの中に事業者の事務負担を軽減するような措置を設けること自体は十分合理性があると考えられ、広く諸外国においても同様の制度が設けられている。

もとより税制には、公平性、中立性、簡素性が要請される場所であるが、これらの諸要請の間においては、例えば、公平性を完全に満たそうとすれば、制度が極めて精緻なものとなり制度の簡素性が損なわれるというように、しばしば二律背反的な関係が見られる。

中小事業者向け特例措置の具体的なあり方については、こうした制度の公平性と納

税事務の簡素化という2つの要請の間でどのようにバランスをとるのかという政策判断の問題であり、諸外国においても、それぞれの国の社会経済情勢に応じ様々な仕組みとなっているところである。この種の課税ベースの広い間接税になじみのなかった我が国の状況に顧みれば、消費税の円滑な導入を図る上で現行制度のような仕組みを採用したことは、妥当な選択であったと考えられる。

しかしながら、これらの諸制度については、消費者を中心に国民の間から制度の公平性を重視する観点に立って種々の問題点が指摘されており、これらの指摘に応え、申告一巡後の諸データ等を基に上記の2つの要請の間のバランスについて再検討し、適切な見直しを行うことは消費税の一層の定着に資するものと考ええる。

指摘されている問題点は、(1)簡易課税制度のみなし仕入率、(2)簡易課税制度の適用上限、(3)事業者免税点の水準、(4)限界控除制度のあり方、の4つに整理される所であり、以下、それぞれの問題について、当小委員会としての基本的な考え方を述べることにする。

### (1) 簡易課税制度のみなし仕入率

簡易課税制度は、納税事務の簡素化の観点から、事業者の選択により、売上げに係る消費税額にのみなし仕入率を乗じた額を仕入れに係る消費税額とみなすことにより簡易に納付税額計算が行えるようにする制度であり、現行制度においては、のみなし仕入率として卸売業90%、その他80%という2種類の率が法定されている。

仮に、すべての課税事業者に本則計算による税額計算を求めることとした場合には、すべての課税事業者が、当該課税期間の仕入れについて課税とそれ以外のものに区分・記帳し、更に、課税仕入れを課税売上げ・非課税売上げに対応させ

る等の事務を行うこととなる。これらの事務処理を行うためには一定の事務処理能力が必要とされるが、そのような能力をすべての課税事業者に期待することは困難であることから、中小事業者を対象として税額計算の簡素化を図る仕組みを設けること自体は合理的な措置であると考える。

また、みなし仕入率を80%と90%の2つに区分したのは、特に納税事務の簡素化の観点を重視したことによるものであるが、消費税が我が国にとってなじみのない税であったということを考慮すれば、制度導入時の事情を踏まえた現実的な対応であったと考える。

しかしながら、簡易課税制度のみなし仕入率のあり方については、業種によっては実際の仕入率とみなし仕入率との間に乖離があることから、速やかにこれを是正し、制度の公平性を高めるべきではないかという指摘がなされている。

こうした指摘を踏まえて、法人税申告書や消費税の申告実績等に係る諸データをみると、

- ① 業種ごとの仕入率に差があり、平均的な仕入率が小さい業種ほど簡易課税を選択する事業者の割合が大きくなっている、
- ② 同一業種においても、売上げ規模の小さい事業者ほど仕入率が小さくなり、また、簡易課税を選択する事業者の割合が大きくなっている、という傾向が認められる。

さらに、事業者が簡易課税の選択について判断する場合、税理士に相談している事例が多いことも考え合わせれば、納税事務の簡素化という観点からの選択だけではなく、実際の仕入率とみなし仕入率との比較を念頭に置いて税負担上有利と思われる方を選択しているという面も否定できないものと考えられる。

以上を踏まえれば、簡易課税制度におけるみなし仕入率の適用区分や水準については、制度の公平性を重視する観点から見直しを行い、実態に即したものとすることが適当であると考えられる。ただ、その場合においても、納税事務の簡素化という簡易課税制度の趣旨からすれば、事業者の実際の対応が困難な制度とならないように留意する必要がある。

## (2) 簡易課税制度の適用上限

簡易課税制度の適用上限は、消費税が我が国にとってなじみのない税であったことを踏まえ、事業者の事務負担に対し配慮するという観点から5億円と定められている。

この適用上限の水準については、この制度が特例措置であるにもかかわらず、あまりにも多くの事業者が簡易課税を選択できることとなっているのは問題ではないかという指摘がなされている。

この問題は事業者の事務処理能力と関連する問題であるが、基本的には、制度の定着や納税事務の習熟の度合に応じてできるだけ多くの事業者に対して本則計算を求めていくことが本来の姿であると考えられる。

こうした観点から諸データをみると、

- ① 簡易課税の適用対象事業者においては、売上げ規模が大きいほど本則計算を行う事業者の割合が大きくなり、売上げ規模の大きい層では相当程度の事業者が既に本則計算を行っていること、
  - ② 事業者の事務処理能力については、売上げ規模によって明確な格差が認められるわけではないものの、売上げ規模が大きくなるに伴って向上していくことがうかがえ、売上げ5億円程度の事業者の場合、相当数の従業員及び経理担当者がいること、
- 等の点が明らかとなっている。

以上を踏まえれば、簡易課税制度の適

用上限については、制度の公平性を重視する観点から、引下げによって影響を受ける事業者の範囲及びその実態等を考慮しつつ、現行の5億円という水準を引き下げることが適当であると考ええる。

### (3) 事業者免税点の水準

消費税のような課税ベースの広い間接税においては極めて多くの事業者が納税義務者となるが、零細事業者を含めすべての事業者を納税義務者とすることは事業者の事務処理能力や徴税コスト等の面からみて適当ではないとの観点から、現行消費税においては、基準期間における課税売上高が3千万円以下の事業者について納税義務を免除する制度が設けられている。

この事業者免税点制度については、免税事業者であっても仕入れに係る消費税額を上回る値上げを行っている例もあり、零細事業者の事務負担等への配慮は必要であるにしても、制度の公平性を重視すれば現行の事業者免税点は高すぎるのではないかという指摘がなされている。

この問題については、基本的には、制度の理解・習熟や税務執行体制の整備が進むに伴い、相対的に規模の大きい免税事業者には課税事業者としての対応を求めていくことが適当と考えられ、こうした観点からすれば、現行3千万円という水準については、その引下げについて検討する余地があるものと考えられる。

しかしながら、転嫁の状況を見ると、小売業者及びサービス業者のうち売上げ規模の小さい事業者においては相対的に転嫁を行っている比率が低く、仮に事業者免税点を引き下げることとした場合には、これまで転嫁を行っていなかった多数の零細事業者を課税事業者に取り込むこととなるため、これらの零細事業者が円滑に転嫁を行うことができるかどうかについて慎重に検討する必要がある。ま

た、売上げ3千万円程度の事業者の平均従業員数は3人程度であるが、課税売上高3千万円以下の事業者は原則として消費税申告を行っていないこと等から、それらの事務処理能力の実態を把握するには至っていない。さらに、税務執行上の問題についても、事業者免税点の引下げに伴う課税事業者の増加数や免税事業者の売上高の総額等を考慮し、費用対効果の面も含め検討を行う必要がある。

以上の点にかんがみれば、事業者免税点の引下げについては、零細事業者の消費税に対する理解・習熟の度合を見極めつつ、今後、上述の転嫁の実現可能性、事務処理能力、及び税務執行上の問題といった諸点について検討した上で判断することが適当であると考ええる。

### (4) 限界控除制度のあり方

限界控除制度は、当期の課税売上高が3千万円超6千万円未満の事業者については、その課税売上高に応じて納税額を軽減し、3千万円以下の事業者については、その本来納付すべき税額を全額控除する制度である。

この制度は、当期の課税売上高が相対的に小さい中小零細事業者の事務負担に配慮しつつ、課税の影響を緩和する見地から設けられたものであるが、「中間報告」においても指摘したように、実質的には、中小零細事業者の納税事務コストの補填という性格のものであると考えられる。

消費税の導入に当たっては事務用消耗品の購入、伝票類の改変、顧客への周知等各種の事務負担が事業者に生じたところであり、このような点からすれば、この制度は消費税の円滑な実施と定着に寄与したものと考えられる。

しかしながら、この制度については、本来の納税額が明らかとなっていないながら、消費者が実質的に負担した消費税相当額

の一部を事業者の手もとに残すような仕組みを制度上認めることは、公平性の観点あるいは間接税という仕組みからみて問題があるのではないかという指摘がなされている。

この問題に関連する諸データをみると、導入時に中小事業者が負担したコストは、売上げ規模や業種によって差があるものの、その大宗は5万円から10万円といった範囲のものである一方、元年度の消費税申告の実績では、限界控除制度による税額控除額は1者当たり約12万円であったことが明らかとなっている。

この制度については、各事業者は前々年又は前々事業年度（基準期間）の課税売上高によりあらかじめ課税事業者となるか否かについて判断できることとなっており、そのような認識を踏まえて価格の上乗せや各種の事務処理を実際に行っている課税事業者に対し、当期の課税売上高が結果的に6千万円未満であったという事情に基づき、特別に当期売上高を基準に配慮を行うという必然性は乏しいこと、また、この制度を中小零細事業者に対する納税事務コストの補填と考えた場合も、諸データからは少なくとも導入時のコストは十分補填されたと考えられること等を考慮すれば、基本的には廃止する方向で検討すべきではないかという意見があった。

これに対し、消費税導入後も様々なコストが継続的に発生しており、また、新規に納税義務者となった事業者には新たな事務負担が生ずること、多数の中小零細事業者の税務申告の面でこの制度の存在が適正な申告・納税のインセンティブとなっているという面もあること、零細事業者への配慮として基準期間の課税売上高を基準とした事業者免税点制度があることとのバランス等を考慮すれば、制度の具体的態様はともかく、当期の課税

売上高を基準として中小零細事業者に一定の配慮を行うという制度自体は維持するべきではないかという意見があった。

これらの意見を踏まえ、限界控除制度が中小零細事業者の納税事務コストの補填という性格のものであることに着目すれば、制度の導入後に継続して発生するコストは導入時に比べて小さく、かつ、制度の習熟に伴って減滅するものであることから、この制度については、当面、制度を縮減する方向で検討することが適当であると考ええる。

### 3 その他

- (1) 仕入税額控除を行う方法として、消費税になじみのなかった我が国の取引慣行や納税者の事務負担に対し配慮する観点から、税額別記の書類によらずに自己記録による方法、すなわち、「帳簿方式」が採用されている。

消費税の仕入税額控除の方法については、「中間報告」において述べたように、基本的には、消費税の定着とともに将来は税額別記の書類による方法にしていくことが望ましいが、この問題は、企業の売上げ・仕入れに係る伝票処理の実態や在庫管理等の経営管理の実態等、我が国の企業取引の実状に深く関連する問題であることから、事業者の納税事務負担の程度等をも十分踏まえつつ慎重に判断する必要があると考ええる。

- (2) 消費税は、先に述べたように、国民経済、国民生活の中に着実に定着してきているところであるが、実施後1年半が経過したばかりであり、今後の消費税実施の過程において公平性等の観点から検討を要する問題が生じた場合には、制度、執行両面にわたって適切かつきめ細かく対応することが必要と考える。このような趣旨からも、必要に応じ消費税の実施状況のフォローアップを行い、今後とも、その定着に努めていく必要があることを

付言しておきたい。

(出所) 税制調査会「消費税の中小事業者の  
事務負担等に配慮した諸措置に関する  
基本的考え方」(平成2年10月30日)。

## 9-73 消費者向け広報実施状況等（平成元年9月12日税制調査会）

（平成元年9月12日）  
大 蔵 省

## 消費者向け広報実施状況等

広 報 媒 体 — 手 段		実 施 状 況 (4月～8月)	今後の予定・ 進め方
テレビ・ ラジオ	定時番組（政府広報） 〔「あまから問答」 （TV朝日(土) 8:00～8:30） 「さわやかニッポン」 （日本TV(土) 7:45～8:00） 「タイム・アイ」 （TV東京(日) 10:00～10:30） 「小猫 話題にアタック」 （フジTV(日) 7:15～7:30）等〕	18回	(9月) 5回程度
	定時番組（国税庁） 〔「メイコとあなたの税ミナール」 （フジTV(土) 7:15～7:30） 「牟田悌三 あなたのための税金相談」 （TBSラジオ(土) 17:00～17:15）〕	随 時	随 時
	テレビ・スポット	(5月下旬～6月下旬) (8月中旬～下旬)	(9月)、(10月)
	特別番組等	TV東京 (6月9日(金)10:00～10:54) 「日本列島縦断 主婦100人に 聞きました—消費税実施2か月」	
新 聞	全国紙、地方紙等	7回	(9月中旬) 1回、 (9月下旬) 1回
	その他（サンケイリビング、団地紙）	3回	(9月中旬) 2回
雑 誌 等	週刊誌（主要8誌又は5誌）	3回	(9月上旬～中旬) 1回
	女性週刊誌（3誌）	3回	(9月上旬) 1回
	婦人月刊誌（2誌）	—	(9月中旬) 1回
	その他（政府刊行物等）	10回	(9月中旬) 3回
消費者向け説明会 (国税局、財務局、税関等)	開催状況 (8月31日現在・開催予定も含む) 開催件数 参加人員 11,096 614,144 (4,207) (228,197) ( )は女性向け	引き続き積極的に 実施	
消費者向けパンフレット等の作成・配布	パンフレット (205万部) 「新税制…豊かな明日へ」 チラシ (3,740万枚) 「ご存じですか、あなたの減税」 リーフレット (130万部) (減税早見表等)	引き続き説明会等 で配布	

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-74 大蔵大臣宛手紙による消費税に関する意見募集の状況（平成元年11月14日税制調査会）

大蔵大臣宛手紙による消費税に関する意見募集の状況

1. 手紙の接受等の状況（11月13日現在）

- 手紙 17,518通
- 電話 1,526通

2. 手紙の意見の分類（12,232通の集計（10月18日現在））

(1) 消費税の支持・不支持等

(%)	
1. 無条件支持 (内 見直し反対)	12.7 (2.2)
2. 基本的には支持するが、条件あり	47.9
3. 基本的には反対だが、条件によっては支持	28.4
4. 無条件廃止論	8.0
5. 消費税の言及なし	2.9

(2) 年代別分類 (%)

1. 10代	2.9
2. 20代	2.6
3. 30代	2.1
4. 40代	3.3
5. 50代	4.9
6. 60代	11.2
7. 70代以上	11.6
不 明	61.5

(出所) 税制調査会関係資料集。

(3) 職業別分類 (%)

1. 主婦	7.9
2. 無職	15.5
3. 商工・農業・自営	5.2
4. 経営者・役員	2.8
5. 被雇用者	6.3
6. 公務員	0.6
7. 自由業 (弁護士等)	1.3
8. 学生	3.5
9. その他	0.3
不 明	56.6

(4) 性別分類 (%)

1. 男	59.8
2. 女	31.1
不 明	9.1

(5) (1)の2及び3の条件の内訳 (注1)

条 件	構成比 (%)
社会的弱者に対する配慮	18.8
非課税品目の拡大	35.6
食料品 (注2)	17.6
教育費	5.1
出産費	4.5
医療費及び薬品	4.5
複数税率の採用(贅沢品の高率課税等)	11.0
免税点の見直し	15.8
簡易課税の見直し	5.4
価格表示について	20.7
内税支持	11.6
外税支持	5.5
総額表示方式支持	3.6
福祉目的税化の是非	6.5
賛成	3.7
反対	2.8
不公平税制の是正	19.7
歳出面の合理化・効率化	10.9
政治倫理の確立	8.9
成立手続きの瑕疵	18.6

(注1) 構成比は、2(1)中の2「基本的には支持するが、条件あり」及び3「基本的には反対だが、条件によっては支持」との手紙を寄せた人のうち、各欄の条件を指摘した人の占める割合である。複数の条件を指摘した人もあり、構成比の合計は100%にならない。

(注2) 「食料品」は、①主食、②米・味噌・醤油、③基礎的食料品、④生鮮食料品、食料品一般等、幅広い意見をまとめたもの。

9-75 事業者数及び課税売上高の推移（試算）（平成14年6月税制調査会）

事業者数及び課税売上高の推移（試算）

[消費税]

(単位：万者、兆円、[%])

	平成元年	3年	8年	10年	12年
A 事業者数	595	608	611	609	593
B 課税事業者数	193	225	233	234	226
C 免税事業者数 [C/A]	402 [67.6]	383 [63.0]	378 [61.8]	375 [61.6]	368 [62.0]
D 課税売上高	1,169	1,446	1,480	1,342	1,345
E 課税事業者	1,130	1,408	1,445	1,311	1,311
F 免税事業者 [F/D]	38 [3.3]	38 [2.6]	35 [2.4]	32 [2.3]	34 [2.5]

- (注) 1. 「事業所・企業統計調査」(総務省)及び国税庁の課税実績等を基にした推計である。  
 2. 免税事業者には、個人農業は含まれていない。  
 3. 12年の課税事業者数は、申告件数ベースの計数である。  
 4. 計数については、それぞれ四捨五入によっているので、端数において合計とは合致しないものがある。

(出所) 税制調査会「あるべき税制の構築に向けた基本方針」(平成14年6月14日)。

## 9-76 消費税率に関する意見

(平成8年6月税制調査会)

### 消費税率に関する意見

#### 1. 消費税率の「検討」の背景

- (1) 平成5年秋以降、税制調査会は、活力ある福祉社会の実現を目指す視点に立ち、社会の構成員が広く負担を分かち合い、かつ、歳出面の諸措置の安定的な維持に資するような所得・消費・資産等の間における均衡のとれた税体系の構築について、国民の負担増が避けられないことも視野に入れつつ、議論を行ってきた。
- (2) 平成6年秋の税制改革においては、こうした議論を踏まえ、所得税・個人住民税の負担軽減(3.5兆円規模の恒久的な制度減税)と消費課税の充実とが概ね見合う形の成案化がなされた。消費税と地方消費税とを合わせた税率(以下「消費税率」という。)は5%と法定され、同時に、消費税率に関する「検討条項」が設けられた。

(注) 地方分権を推進し、地域福祉を充実するための地方税源充実の具体的方策として、消費譲与税に代えて、地方消費税が創設された。地方消費税の税率は消費税額の25%(消費税率1%相当)とされており、消費税と地方消費税とを合わせた消費税率は5%となる。

当調査会は、この改革をこれまでの「答申」で示した方向に沿ったものとして評価し、今後の負担増の問題については、「検討条項」の下において更に議論、検討を深めていくべき課題であると指摘した。

- (3) 「検討条項」に盛り込まれた4つの「勘案項目」については、政府や各種審議会等においてそれぞれの立場で取り組みが進められてきた。当調査会では、一昨年来、この「条項」の趣旨を踏まえ、そ

の状況について説明を聴取しつつ、議論を重ねてきた。

(参考)「検討条項」の趣旨は、「平成8年度の税制改正に関する答申」において、「行財政改革などの努力を行ってもなお社会保障等の歳出需要から今後の負担増が必要ではないかと見込まれる場合には、消費税率について更に議論、検討していくことを求めているもの」とされている。

#### 2. 平成6年秋の税制改革以降の状況

- (1) 社会保障については、新ゴールドプラン等保健福祉の長期計画が策定されており、年金、医療も含めた社会保障全体の費用は今後確実に増加し、それに伴い公費負担も増加していくと見込まれる。すでに医療保険が構造的赤字体質になるなど社会保障の諸制度は厳しい状況に直面しており、これまで以上に踏み込んだ効率化・適正化への取組みが不可欠な状況となっている。

- (2) 公務員定数の縮減、特殊法人改革、規制緩和、行政手続法の成立、情報公開法制定への努力、地方公共団体における事務事業の見直し、定員・給与の適正化等各般の努力がなされている。こうした対応が直ちに大きな財源の捻出に結びつくことは難しいとしても、国・地方を通じ行政の肥大化を防止し、簡素で効率的な政府を目指す観点から、平成9年度を初年度とする新たな国家公務員の定員削減計画を早急に策定しその着実な実施を図るなど、今後とも各般の取組みが不断に続けられなければならない。

さらに、こうした既往の改革努力の継続とともに、既存の制度・施策を根本まで遡って改革を進めていく必要がある。

- (3) 租税特別措置(国税)及び非課税等特別措置(地方税)については、思い切った整理合理化を行い相応の成果を上げて



きているが、今後とも徹底した取組みが求められる。また、消費税制度については、制度の公平性をより重視する観点から適切な改正がなされてきた。今後も事業者の事務処理能力の実態等を踏まえつつ、制度の公平性と簡索性との間でどのように均衡を図るかという観点から、見直していくことが必要である。

- (4) 平成6年秋の税制改革後わずか2年足らずの間に、国・地方を通じ財政状況は著しく悪化し、主要先進国中最悪ともいえる危機的な状況に立ち至っている。そうした中、8年度においても特別減税が実施され、その財源は償還財源の手当てのない特例公債で賄われている。中長期的に展望しても、税収はもはやかつてのような高い伸びは期待できず、財政収支の不均衡状態が自然に解消することは考えにくい。

### 3. 消費税率に関する意見

平成8年9月末という法律上の期限を控えたこの機会に、当調査会として、消費税率に関するこれまでの議論を整理し、最終的な確認を行うこととした。

- (1) 平成6年秋の税制改革は、増減税を一体として実施することで、税制面からわが国の構造改革を進めるものであり、税制改革関連法に法定された5%の消費税率は、すでに先行実施されている所得税・個人住民税の恒久減税と概ね見合うものである。しかも、以上述べてきたように、わが国の財政は危機的な状況に立ち至っており、また、高齢化の進展等に伴い社会保障の費用の増加が確実に見込まれる。このため、現状を放置すれば財政の構造はさらに悪化することが懸念される。

したがって、法律の規定通りの消費税率は、平成9年4月1日から確実に実施する必要がある。

なお、消費税の新税率及び地方消費税

の実施に当たっては、広報・相談等を通じ、円滑な転嫁や便乗値上げの防止などに政府全体で取り組むことを求めたい。

- (2) 税制については、経済活動を規定する制度として安定性が求められる一方で、経済社会の構造変革に伴って新たな視点から改革が求められるものであり、その改革の方向性について、常に点検していく必要がある。当調査会では、昨年来、いわゆる「中期答申」のとりまとめも念頭に審議を行っており、消費税率確認後の中長期的な観点から、これまでの改革を検証しつつ今後の方向を確認していくこととした。
- (3) さらに、高齢化の一層の進展に伴いいわば不可避免的に公共サービスの増加が生じ得ることや大幅な財政赤字を抱えている現下の財政状況から見て、歳出に係る各種施策や諸制度が現状のままでは、税負担と社会保険料負担を合わせた国民負担率（平成8年度予算ベースで37.2%となっているが、歳出は、これらの負担のほか大量の公債発行により賄われている。）は急激に上昇していかざるを得ない。

今後、財政赤字を縮減しつつ国民負担率の上昇を抑制することが求められるが、こうした観点から、既に社会保障分野で効率化・適正化に向けた検討が進められているように、本格的な行財政の構造改革について議論が開始されている。当調査会としては、限られた国民負担の範囲内に歳出を抑制するとの考え方に立った改革を強く求めるとともに、改革論議の主要な論点として、今後、官民の役割分担、税負担と保険料負担の関係、さらには税負担の水準について議論を深めていくこととした。

- (4) 21世紀に向け経済活力を維持し、また、世代間の負担の公平を確保する観点から、わが国財政の構造改善は焦眉の課題と

なっている。このため、財政体質改善の問題が、行政改革推進の一環として国民的課題と受け止められ、幅広く議論されることを期待するとともに、政府においては、深刻な財政状況やこれに伴う社会・経済に対する影響について国民に分かりやすく示していくことを求めたい。

(出所) 税制調査会「消費税率に関する意見」(平成8年6月21日)。

## 9-77 消費税 (平成12年7月税制調査会)

### 消費税

#### (課税対象)

- 消費税は、消費一般に広く公平に負担を求めることができ、消費選択などの経済活動に対して中立的であるという優れた特長を有しています。
- 今後とも、このような消費税の特長を維持することが必要であり、非課税範囲の拡大を行うことは適当でないと考えます。

#### (税率)

- 消費税(付加価値税)の税率は、それぞれの国における租税負担や税体系全体のあり方についての議論などを背景として設定されているものであり、単純な比較を行うことは適当ではありませんが、国・地方合わせて5%というわが国の税率水準は、先進諸国の中で最も低い水準にあります。
- 消費税率を含めた今後のわが国の税制のあり方については、少子・高齢化がますます進展する中で、公的サービスの費用負担を将来世代に先送りするのではなく、現在の世代が広く公平に分かち合っていく必要があることを考慮しながら、国民的な議論によって検討されるべき課題であると考えます。
- 軽減税率を設けるべきか否かという問題は、その時点における消費税率の水準の下で、税財政全体を通じて見てもなお、何らかの政策的配慮が必要かどうかという観点

から検討し、その上で、政策的配慮の必要性と制度の中立性・簡索性との間の比較考量により判断すべき問題ですが、極力、単一税率の長所が維持されることが望ましいと考えます。

#### (中小事業者に対する特例措置)

- 今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、中小事業者に対する特例措置のあり方について、制度の公平性及び透明性と簡索性との間でどのように均衡を図るかという観点から、必要に応じ、見直しを検討することが適当です。
- 事業者免税点制度については、相対的に規模が大きな免税事業者に対しては、課税事業者としての対応を求める方向で検討を行うことが重要と考えます。他方、免税事業者の事務処理能力は依然として低いことから、免税点の見直しについては慎重に議論する必要があるという意見がありました。事業者免税点制度のあり方については、事業者の事務処理能力の実態を踏まえ、引き続き検討していくことが適当です。
- 簡易課税制度については、事業者の実務の実態も踏まえながら、制度の公平性、透明性を高める観点から、適用上限の引下げなど、制度の縮小の方向で検討を行う必要があります。
- (仕入税額控除)
- 今後、消費税制度全体の見直しを行う際には、仕入税額控除方式のあり方について、税率構造や中小事業者に対する特例措置などとの関係を踏まえ、事業者間における取引の実態にも留意しつつ、制度の信頼性・透明性の観点から、検討を行うことが重要です。
- その際、ヨーロッパ諸国のようなインボイス方式については、制度の信頼性・透明性に資する面がある一方で、免税事業者からの仕入れについては仕入税額控除が認められず、免税事業者が、課税事業者となることを選択しない限り、事業者間取引から

排除されかねないことについてどう考えるかという問題があります。

(消費税と価格との関係)

- 値札などに消費税等の額を含めた支払総額が表示されていないと、支払いの際に、所持金の不足、予期していた額を超える支払いといったことが生じ得ます。また、税込みと税抜きの価格表示が混在していると、価格の比較を行う上で不都合が生じかねません。

消費者の便宜を図る観点から、ヨーロッパ諸国の例を参考にしつつ、個々の財貨・サービスごとに、値札などにおいて消費税等の額を含めた支払総額が表示される「総額表示方式」の普及を図ることが適当と考えます。

(消費税と社会保障)

- 平成11年度及び12年度予算においては、消費税収のうち地方交付税分を除く国分を基礎年金、老人医療及び介護に充てることを予算総則に明記する「消費税の福祉目的化」が行われました。仮に、今後とも、消費税収（国分）の用途を福祉目的に特定していく場合、それ以外の歳出の規模と消費税以外の税収とをどのようにバランスさせていくのか、ということが大きな課題とな

ります。

- 消費税を「福祉目的税化」し、その用途を制度的に福祉目的に特定すべきとの議論については、消費税は、今後、わが国の税財政にとってますます重要な役割を果たすべき基幹税であることなどから、慎重に検討すべきとの意見が多数ありました。

他方、将来、社会保障給付の増大への対応が重要な課題であり、消費税の充実が不可避であるとするれば、福祉目的税化も検討に値するとの意見がありました。

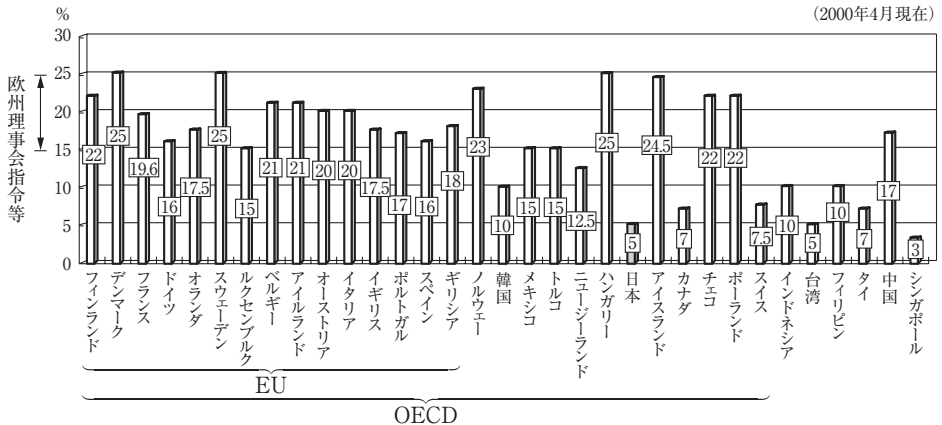
この問題は、税制、財政及び社会保障のあり方に深く関わる問題であり、今後、財政構造改革や社会保障制度のあり方などについての検討を踏まえつつ、国民的な議論が行われるべきものと考えます。

- 基礎年金等の社会保障を「税方式化」し、すべて消費税で賄うべきとの主張については、給付の性格を含めた社会保障制度の基本的な設計に関わる問題であることから、幅広い観点から国民的な議論が行われる必要があります。

(出所) 税制調査会「わが国の税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

### 9-78 諸外国の付加価値税率（標準税率）（平成12年7月税制調査会）

諸外国の付加価値税率（標準税率）

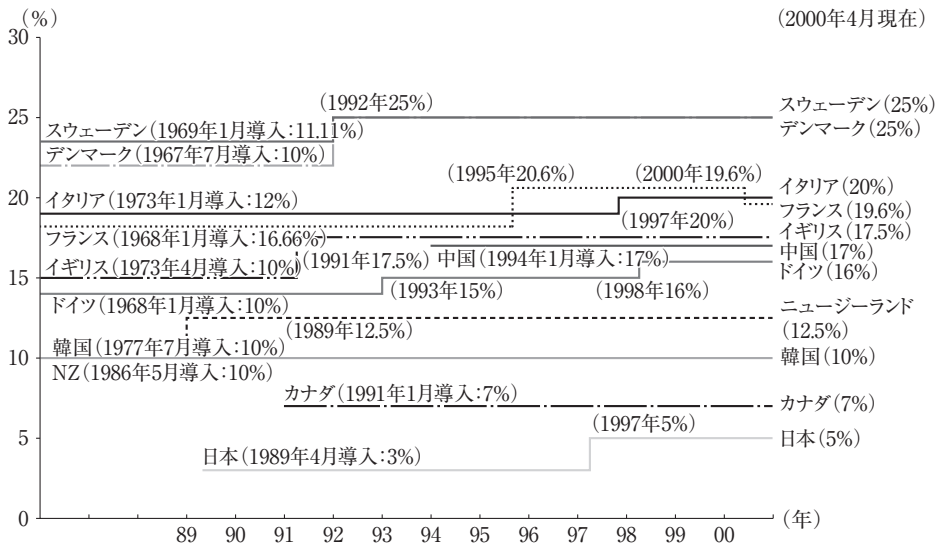


- (備考) 1 日本の消費税率5%のうち1%は地方消費税（地方税）である。  
 2 カナダにおいては、連邦の財貨・サービス税（付加価値税）の他に、州によって小売売上税等を課しているところがある。（例：オンタリオ州8%）  
 3 オーストラリアにおいては、税率10%の財貨・サービス税（付加価値税）が2000年7月1日から施行されている。  
 4 アメリカは、州、郡、市により小売売上税が課されている。（例：ニューヨーク市8.25%）  
 5 欧州理事会指令では、標準税率を15%以上とするよう定めているが、25%以下とするよう努めることについての合意が別途なされている。
- (出所) 税制調査会「わが国の税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」（平成12年7月14日）。

### 9-79 諸外国における付加価値税の標準税率の推移

（平成12年4月18日税制調査会基本問題小委員会）

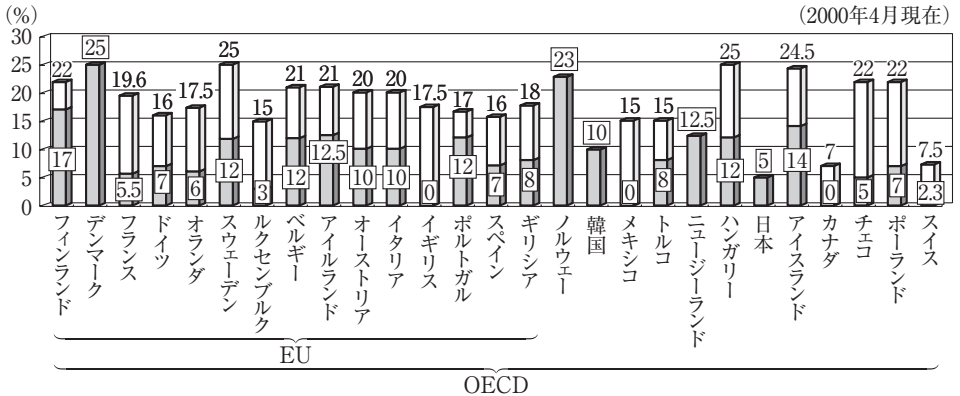
諸外国における付加価値税の標準税率の推移



(出所) 税制調査会関係資料集。

9-80 諸外国における食料品の適用税率（平成12年7月税制調査会）

諸外国における食料品の適用税率



- (備考) 1 上記中、■が食料品に係る適用税率である。  
 なお、食料品の範囲は各国ごとに異なる。未加工農産物など一部の食料品については上記以外の軽減税率等が適用される場合があり、また、高級な食料品については標準税率が適用される場合がある。
- 2 欧州理事会指令においては、ゼロ税率及び5%未満の軽減税率は否定する考え方が採られている。
- (出所) 税制調査会「わが国税制の現状と課題—21世紀に向けた国民の参加と選択—」(平成12年7月14日)。

9-81 主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要（平成12年4月18日税制調査会）

主要国の付加価値税における非課税、税率構造の概要 (2000年4月現在)

国名	フランス	ドイツ	イギリス	EC第6次指令
施行	1968年	1968年	1973年	1977年
非課税 (注)	土地の譲渡（建築用地を除く。ただし、個人が取得する住宅建築用地は非課税。） ・賃貸、中古建物の譲渡（不動産業者の譲渡を除く。）、住宅の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡・賃貸、建物の譲渡・賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等	土地の譲渡（建築用地を除く。）、賃貸、中古建物の譲渡、建物の賃貸、金融・保険、医療、教育、郵便等
標準税率	19.6%	16%	17.5%	15%以上
軽減税率	食料品、水、雑誌、書籍、国内旅客輸送、肥料等……5.5% 新聞、医薬品等…2.1%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内近距離旅客輸送等……7%	家庭用燃料及び電力等……5%	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、医薬品、旅客輸送等……5%以上 (2本以下)
割増税率	なし	なし	なし	なし
ゼロ税率	なし	なし	食料品、水、新聞、雑誌、書籍、国内旅客輸送、医薬品、居住用建物の建築等	ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

- (注) 1 各国とも建物の譲渡に請負工事は含まない。  
 2 EC第6次指令、フランスでは、建物の譲渡、建築用地の譲渡（フランスにおいては個人が取得する住宅用を除く）とも課税。  
 ドイツ、イギリスで建物の譲渡が非課税となっているのは、土地・建物を一体のものとして取引する慣行があるので、土地の非課税の影響を受けているもの。
- (出所) 税制調査会関係資料集。

9-82 食料品に対する付加価値税の課税関係 (未定稿) (平成12年4月18日税制調査会)

食料品に対する付加価値税の課税関係 (未定稿) (2000年4月現在)

	フランス	ドイツ	イギリス
標準税率	19.6%	16%	17.5%
食料品 (原則)	軽減税率 (5.5%)	標準税率 (16%)	ゼロ税率
(例外)	標準税率 (19.6%) が適用される品目を 限定列举 ・アルコール飲料 ・砂糖菓子 ・チョコレート、 チョコレート又は カカオを含む 製品 (一部を除く) ・マーガリン及び 植物性油脂 ・キャビア ・レストラン、ホ テルなどで販売 され、その場で 消費がなされる もの	軽減税率 (7%) が適用される品目を 限定列举 ・一定の生きた動物(家畜用の牛、豚等) ・肉類、魚類 (観賞用魚を除く)、甲 殻類、軟体動物 (ロブスター、牡蠣、 エスカルゴを除く) ・牛乳及び乳製品、卵等、天然はちみつ ・飼牛、飼鳥の胃腸等 ・生きた植物及び根菜 ・果実、野菜(果汁及び野菜汁を除く) ・コーヒー、茶、マテ茶、香辛料 ・穀物、澱粉、パン、菓子類、果実粉等 ・動物性及び植物性の食用油脂で加工 されているラード、マーガリン等 ・砂糖、菓子類 ・ココア含有の調整食料品 ・食塩 (水溶液としたものは除く) ・食酢 ・水道水 ・牛乳を75%以上含む乳飲料 等	標準税率 (17.5%) が適用される品目を 限定列举 ・施設を設けて食事をさせ又は温かい持 ち帰り用食品を供給すること ・アイスクリーム、ヨーグルト類 ・ケーキ又はビスケットを除く菓子類 ・アルコール飲料 ・フルーツジュース及び瓶詰め水を含む その他の製造飲料、シロップ、粉末類 ・ポテト菓子等の袋詰め商品 ・家庭用調理補助食品 (調味料、ビタミン 剤など) (注) 上記標準税率適用品目から除外さ れる品目 (ゼロ税率適用品目) ・冷凍され、直接消費に適さないヨーグルト ・干したさくらんぼ ・砂糖づけの種皮 ・紅茶、マテ茶、緑茶等 ・ココア、コーヒー、チコリー等 ・「食用肉、酵母、卵又はミルク」の加 工製品等

(注) EC 指令では標準税率を15%以上とし、軽減税率は1本または2本設けることができるが、税率は5%以上とするよう定めている。

なお、ゼロ税率及び5%未満の超軽減税率は、否定する考え方を採っている。

(出所) 税制調査会関係資料集。

9-83 イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響 (平成11年11月5日税制調査会)

イギリスにおける非課税、軽減税率等による税収への影響 (1997年度)

		減 収 額 (推 計)	消費支出に 占める割合
標準税率 (17.5%)		—	55%
軽減税率 (5%)	家庭用燃料及び電力	減収額 (推計) 17億ポンド (3,264億円)	4%
ゼロ税率	食料品、水、新聞、 雑誌、書籍、国内旅 客運送、医薬品、居 住用建物の建築等	減収額 (推計) 175億ポンド (33,600億円)	14%
		(主なもの) ・食料品 79億ポンド (15,168億円) ・居住用建物の建築 21億ポンド (4,032億円) ・国内旅客運送 16.5億ポンド (3,168億円)	
非課税	土地の譲渡・賃貸、 建物の譲渡・賃貸、 金融・保険、医療、 教育、郵便等	減収額 (推計) 67億ポンド (12,864億円)	27%
		(主なもの) ・居住用建物の賃貸 26.5億ポンド (5,088億円) ・商業用土地・建物の賃貸 10億ポンド (1,920億円)	

(注) 1 付加価値税収 (1997年度) は、508億ポンド (97,536億円) である。

2 1ポンド=192円 (1999年下半年)

(出典) "89th Report of the Commissioners of HER MAJESTY'S CUSTOMS AND EXCISE"

(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-84 主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要（平成12年10月27日税制調査会）

主要国の付加価値税におけるインボイス制度の概要 (2000年1月現在)

国名	フランス	ドイツ	イギリス
仕入税額控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除	インボイス（要保存）記載の税額により控除
発行資格・義務	事業者 ※免税事業者は税額記載不可	事業者 ※免税事業者は税額記載不可。	登録納税義務者（登録番号が付与される。） ※非登録事業者（免税事業者）は発行不可。
記載事項	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額、適用税率 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥税額 等	①年月日 ②供給者の住所・氏名・登録番号 ③顧客の住所・氏名 ④財貨・サービスの内容 ⑤税抜対価 ⑥適用税率及び税額 等
免税事業者からの仕入れ	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合にも、税額控除不可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイス記載の税額がないため、仕入税額控除ができない。 免税事業者が税額記載した場合には、税額控除可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）	インボイスがないため、仕入税額控除ができない。 非登録事業者がインボイスを発行した場合にも、税額控除不可。（当該免税事業者には、記載税額の納付義務あり。）

(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-85 主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

(平成11年11月5日税制調査会)

主要国の付加価値税における中小事業者に対する特例措置の概要

国名	日本	フランス	ドイツ	イギリス
事業者免税点制度等	その課税期間の基準期間（前々年又は前々事業年度）における課税売上高が3,000万円以下の者は免税。 ただし、資本金1,000万円以上の新設法人に対しては、免税点制度は不適用。	年間売上高が前暦年17.5万フラン（350万円）かつ、当暦年20万フラン（400万円）（物品販売・宿泊施設業は前暦年50万フラン（1,000万円）かつ、当暦年55万フラン（1,100万円））以下と見込まれる者は免税。	年間売上高が前暦年32,500マルク（218万円）、かつ、当暦年10万マルク（670万円）以下と見込まれる者は免税。	当月の直前の12月間の課税売上高が51,000ポンド（979万円）以下または、当月以後の12月間において49,000ポンド（941万円）以下と見込まれる者は免税。 ただし、当該課税年度中のいずれか30日間の課税売上高が51,000ポンド（979万円）を超えるものと見込まれる場合は、その30日間の初日から課税事業者となる。
簡易課税制度等	基準期間における課税売上高が2億円以下の課税期間については、売上げに係る税額にみなし仕入率を乗じて計算した金額を仕入れに係る税額とすることができる。	なし（フォルフェ制度は廃止（平成11年1月））（注）	年間売上高が前暦年12万マルク（804万円）以下の者は平均率による簡易課税を選択できる。	特定の小売業者に対して売上税額の簡便な計算を認める特例は存在するが、我が国のような仕入控除税額の計算の特例は設けられていない。

(備考) 邦貨換算には次の換算率を用いた。1フラン=20円、1マルク=67円、1ポンド=192円

(注) 1 フランスのフォルフェ制度とは、年間売上高が一定額以下の個人事業者に適用されていた協約課税制度である。

2 イギリスにおいては、原則として、申告納付が特定の月に集中しないよう課税当局が各事業者に対し、課税期間の始期（4、5、6月の3種類）を指定しており、「課税年度」とはその始期から1年間期間を言う。

(出所) 税制調査会関係資料集。

## 9-86 主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要 (平成12年4月18日税制調査会)

## 主要国の付加価値税における申告・納付制度の概要

国名	日 本	フ ラ ン ス	ド イ ツ	イ ギ リ ス (2000年1月現在)
課税期間	1年 (個人事業者：暦年) (法人：事業年度) (特例) 選択により3か月とすることができる。	1か月	1年 ただし、原則として1か月ごとに予定申告納付を行う。	3か月 (特例) 選択又は課税庁の命令により課税期間を1か月とすることができる。
中間申告	① 確定申告 課税期間終了後2か月以内 (特例) 個人事業者は翌年3月31日(租特法) ② 中間申告 前課税期間の年税額が400万円超の場合には年3回(48万円超の場合には年1回)の中間申告を中間申告対象期間終了後2か月以内に行う。	① 確定申告 申告納付の時期は、翌月15日から24日までの間で、個人事業者は頭文字、法人は会社の種類等により分類して定められている。 ② 特例 ・年間売上高が一定額[物品販売・宿泊施設業は500万円、150万円]を超える場合は、適用され、4月、7月、10月、12月に前年の支払総額の4分の1(12月は5分の1)の額の予納を行い、年1回の確定申告を行うことができる。 ・年税額が12,000フラン(216万円)未満の者は、3か月ごとに申告納付を行うことができる。	① 確定申告 課税期間(暦年)終了後の5月31日までに確定申告する。 納期限は申告から1か月以内。 ② 予定申告 予定申告期間(各暦月)終了後10日以内に当該予定申告期間の発生税額を申告納付する。 (特例) ・前暦年の税額が12,000マルク(72万円)以下の者は3か月ごとに予定申告納付を行うことができる。 ・前暦年の税額が1,000マルク(6万円)以下の者は予定申告納付が免除される。 ・前暦年の予納額の1/11を特別予納することにより予納期限を1か月延長することができる。	① 確定申告 課税期間終了後1か月以内に申告・納付 ② 特例 ・課税年度1年間の課税売上高が30万ポンド(5,400万円)以下の者は1か月又は3か月ごとに予定申告を行い確定申告を年1回とすることができる。 ・基準期間(前々課税年度の第3四半期から前課税年度の第2四半期までの1年間)の納付税額が200万ポンド(36億円)以上の者は、その基準期間の1/24を、当該課税年度中の各月終了後に納付する義務を負う。税額の調整は3か月ごとの確定申告時に行う。

(備考) 邦貨換算には次の換算式を用いた。1フラン=18円、1マルク=60円、1ポンド=180円

(注) イギリスにおいては、原則として、申告納付が特定の月に集中しないよう課税当局が各事業者に対し、課税期間の始期(4、5、6月の3種類)を指定しており、「課税年度」とはその始期から1年間の期間を言う。

(出所) 税制調査会関係資料集。



## 9-87 地方消費税の概要（平成12年4月28日税制調査会）

## 地方消費税の概要

（地方消費税は、地方分権の推進、地域福祉の充実等のため、平成6年秋の税制改革において創設され、平成9年4月1日から施行されたものである。）

1 課税団体	都道府県
2 納税義務者	譲渡割 課税資産の譲渡等を行った事業者 貨物割 課税貨物を保税地域から引き取る者
3 課税標準	消費税額
4 税率	100分の25（消費税率換算1%）
5 申告納付等	譲渡割 当分の間、国（税務署）に消費税と併せて申告納付等 貨物割 国（税関）に消費税と併せて申告納付等
6 清算・交付	都道府県は、国から払い込まれた地方消費税相当額について、商業統計の小売年間販売額その他消費に関連した基準によって都道府県間において清算 清算後の金額の2分の1に相当する額を都道府県内の市区町村に対して人口及び従業者数にあん分して交付
7 税 収	平成10年度決算額 2兆5,504億円 平成12年度収入見込額 2兆5,438億円（地財ベース）

## ※ 地方消費税の清算の基準

指 標	ウエイト
「小売年間販売額（商業統計）」〈平成9年6月1日現在〉と「サービス業対個人事業収入額（サービス業基本統計）」〈平成6年11月1日現在〉の合算額	6/8
「人口（国勢調査）」〈平成7年10月1日現在〉	1/8
「従業者数（事業所・企業統計）」〈平成8年10月1日現在〉	1/8

## ※ 地方消費税の交付の基準

指 標	ウエイト
「人口（国勢調査）」〈平成7年10月1日現在〉	1/2
「従業者数（事業所・企業統計）」〈平成8年10月1日現在〉	1/2

（出所）税制調査会関係資料集。

